

郷土に育て！緑の少年団

緑の少年団は、次代を担う子どもたちが、自主的な緑化活動、奉仕活動・野外活動・学習活動などを通じて、自然を愛し、人を愛し、社会を愛する心豊かな人間に育つことを目的として次のような活動を実施しています。

緑の少年団を結成してみませんか？



E~もりくん

緑化活動

花木の栽培

(一人一鉢運動・花いっぱい運動)

植物の管理・育成



学習活動

体験学習

(緑の教室・森林教室・木工教室など)

環境調査

農作物・林産物の栽培

動植物の保護



クリーン運動

花苗等の配布

交通安全
キャンペーン

奉仕活動

地域美化活動

緑の募金運動



野外活動

野鳥観察

登山

巣箱かけ

緑

の少年団愛媛県連盟では、少年団の育成を図るため、活動発表大会や流集会などのイベント開催のほか、緑の少年団の活動に対する助成を行っています。
校内で緑化活動に取り組んでいる学校は、是非、少年団の結成をお勧めします。

結成装備品の整備

少年団の結成に必要な装備の整備に要する経費を助成します。（結成時）
[補助率] 10/10
[限度額] 12万円

結成年度の少年団活動

少年団の結成年度における少年団活動に必要な経費を助成します。（結成時）
[補助率] 10/10
[限度額] 8万円

装備品の再整備

少年団活動に必要な団旗、ユニホーム、帽子、スカーフの購入に要する経費を少年団に助成します。（結成後）
[補助率] 10/10
[限度額] 5万円

少年団活動

少年団活動に必要な経費を少年団に助成します。（結成後）
○学校での活動
[補助率] 1/2
[限度額] 4万円

※詳細は次ページを参照ください。

その他の活動支援等

- 参考図書等の配布
（図鑑や森林に関する本、各少年団の活動紹介（少年団だより））
- 森林や緑化に関する行事などの案内、参加支援
- 担当職員への研修等の案内、情報発信

○緑の少年団愛媛県連盟の主なスケジュール

5月	連盟総会の開催、助成事業の募集
7月 (夏休み中)	活動発表大会（隔年開催、参加自由、旅費助成あり） 少年団による活動発表 交流集会（隔年開催、参加自由、旅費助成あり） 少年団間の交流イベント（野外活動、木工、学習活動など）
年中	各行事等の案内、情報発信 各緑の少年団の活動実施
年度末	助成金の交付、緑の少年団だよりの発行

●緑の少年団結成時の助成について

結成装備品の整備

少年団の結成に必要な装備・用具の整備に要する経費を助成します。（※結成時は市町に助成します。）

[補助率] 10/10 [限度額] 12万円

- 例) 基本装備：団旗、帽子、スカーフ、拡声器、カマなど
活動装備：刈、スコップ、移植ゴテ、一輪車、ブルーシートなど



結成年度の緑の少年団活動

少年団の結成年度における少年団活動に必要な経費を助成します。（※結成時は市町に助成します。）

[補助率] 10/10 [限度額] 8万円

- 例) 花の苗、肥料、プランター等の購入など



●緑の少年団活動の助成について

装備品の再整備

活動に必要な団旗、エフオーム、帽子、スカーフの購入に要する経費を少年団に助成

[補助率] 10/10 [限度額] 5万円

毎年の緑の少年団活動

少年団の様々な活動に必要な経費を少年団に助成します。

[補助率] 1/2 [限度額] 4万円

例)

緑化活動

花の種、苗、土、肥料、プランター、じょうろなど、緑化活動に必要なもの



奉仕活動

熊手、ほうき、バケツ、一輪車など奉仕活動に必要なもの



学習活動

教材、文具類など、学習活動に必要なもの



野外活動

木工用具、ブルーシートなど野外活動に必要なもの



●活動発表大会及び交流集会について



※緑の少年団結成後は、緑の少年団愛媛県連盟に加盟いただきます。
年会費3,000円

緑の少年団結成に関するQ&A

○緑の少年団の結成の方法は？

学校で団の活動内容や方針等を協議いただき、団則を制定ください。あとは、活動を始めるのみ。結団式等のイベントを行っていただいてもかまいません。

結成に係る助成については、市町を対象としておりますので、結成する前にお早めに各市町の担当課又は県の出先事務所にお問合せください。

○団員の構成は？

各団の取り組み状況に応じて、全校生徒、高学年のみ、希望生徒のみなど自由に構成いただいてもかまいません。

○中学校でも結成可能ですか？

可能です。また、特別支援学校でも緑の少年団活動が行われております。

○毎年の緑の少年団活動に対してどのような助成がありますか？

少年団の様々な活動（緑化活動、奉仕活動、学習活動、野外活動など）に必要な経費を少年団に助成します。

補助率 1/2、限度額 4万円です。

例) 緑の少年団活動を実施し、経費が8万4千円要した場合

活動経費 84,000円

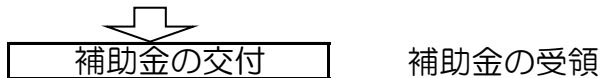
うち補助金額 40,000円 (補助率1/2、上限4万円)

うち自己資金 44,000円 (=活動経費-補助金)

○助成を受けるためにはどのような手続きが必要ですか

次の手順で進めます。

- | | |
|-----------|-----------------------------------------|
| ①事業計画書の提出 | 計画書 (A4、3枚程度) を提出し、交付決定を受ける |
| ②少年団活動を実施 | 当該年度4月からの活動が助成対象となります。 |
| ③実績報告書を提出 | 報告書 (A4、4枚程度と領収書 ¹ 、写真等) を提出 |
| ④補助金の交付請求 | 連盟から補助金額確定通知を受領後、補助金請求 |



○緑の少年団を結成し県連盟に加入することで、何か義務が発生しますか？

連盟は、各団相互の連絡調整、交流集会等の大会開催、活動助成などの取組を行っており、会費として3,000円/団をご負担いただいております。

なお、各取組への参加及び実施については、各団の自由です。

<問い合わせ先>

緑の少年団愛媛県連盟
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2 県庁森林整備課内
TEL089-912-2597 Fax089-912-2594

愛媛県 出先事務所	所管市町	電話番号
四国中央森林林業振興班	四国中央市	0896-23-2393
東予地方局森林林業課	新居浜市、西条市	0898-68-7438
今治森林林業振興班	今治市、上島町	0898-25-2193
中予地方局森林林業課	松山市、伊予市、東温市、 松前町、砥部町	089-909-8767
久万高原森林林業課	久万高原町	0892-21-1265
肱川流域林業振興課	大洲市、内子町	0893-24-4131
八幡浜支局森林林業課	八幡浜市、伊方町、西予市	0894-22-2031
南予地方局森林林業課	宇和島市、松野町、鬼北町	0895-22-3163
愛南駐在	愛南町	0895-72-0931